

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ 4年目の対話

対米要望の趣旨と目的

日米両国は、日米経済の発展のため、相互に規制と競争政策に関する問題点を指摘し、議論した上で、建設的な対策をとるための努力を続けてきた。その議論の場として、2001年、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」が設置された。

4年目の対話において、相互利益促進の観点から、我が国は米国に対して以下の趣旨で要望を行うこととした。

日本国民の円滑な米国訪問、滞在を実現するために：

- > 7月から米国ビザの米国国内での更新が中止され、また、運転免許証の発行に係る各州の規制が強化されてきている。さらに、現行の米国法の下では、2005年11月から2006年3月までの間、実に70万人もの日本国民が、米国を訪問するために査証取得を要求される。このように、日本人の米国訪問・滞りにますます大きな困難と負担が伴ってきている。
- > テロ対策の重要性について理解は共有するが、これによって、日米間の経済・人的交流に不都合が生じているのみならず、日本国民が持っていた「アメリカ＝自由の国」のイメージが損なわれつつある。原則すべての米国入国者及び査証申請者から指紋情報を収集する措置は、その典型的な一例である。
- > 経済のみならず日米が同盟国であり友好国であるとの観点から、このような制度・規制を合理的なものにすることを旨とする。

自由貿易と競争促進のために：

- > 米国には、世界経済の成長の根本的な原動力である自由貿易と競争の促進にそぐわない制度がある。米国船舶に対する巨額の運航補助金などは、競争力のある外国企業を不当に排除し、結果として米国経済そのものの効率性を弱めている。
- > 特に、WTO協定違反が確定していながら米国がいまだ是正のための措置をとっていない各種貿易措置は、外国企業に不当な負担を課し、競争を阻害し、ひいては、世界一の経済大国たる米国が率先してその維持を図るべき WTOを中心とする多角的貿易体制に対する信頼にも否定的影響を与えるものである。

グローバル化時代における外国企業のビジネス環境改善とコスト低減のために：

- > 連邦制度のもとで、50の州ごとに制度・規制が異なっている。保険、電気通信、エネルギー分野などにおいて、州をまたいで広域事業を行おうとする者は、事業が展開されているすべての州に対して異なった形式・内容で届出・申請・報告をしなければならず、無用のコストを負わされている。
- > 米国の外交政策や国土安全のための制度の中には、企業に追加的な負担を生じさせ、又は事業の予見可能性を損なうことにより、その投資や取引意欲の萎縮につながりうるものがある。制裁法や流通分野におけるテロ対策措置をはじめとする施策が明確・合理的に運用され、企業活動に対する悪影響が生じないようにすることを望む。

米国市場の信頼回復のために：

- > 米国の経済と市場への信頼維持は、世界経済の安定成長にとって不可欠の条件である。エネルギーや通信業界の経営スキャンダル、北米北東部大停電が世界に衝撃を与えたのはそのためである。透明かつ安定した競争条件の確保のため、米国政府の一層の努力を期待する。